法学研究科

【修士論文審査基準】

審査委員は、次の各号に掲げる事項に留意しつつ、公正な審査を行うものとする。

⑴　独創性があり、かつ、一定の学術的価値を有すること。

⑵　問題意識が明確であり、研究テーマの設定が修士(法学)の学位に対して妥当なものであること。

⑶　設定した研究テーマについての先行研究を調査していること。

⑷　研究方法が具体的かつ明確に示されていること。

⑸　問題の設定が明確であり、かつ、設定された問題について具体的に論述を行い、自己の主張を明確な結論として示していること。

⑹　わかりやすい表現で、かつ、文法的にも正しい日本語又は外国語で論文を作成していること。

⑺　外国語文献の読解や外国における調査が必要とされるときには、そのために必要な外国語能力が十分なレベルに到達していること。

⑻　申請者が論文を提出するにあたり、研究倫理に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

ア　福岡大学研究倫理規程その他研究倫理・研究活動不正行為の通報等に係る学内規則のほか、当該研究分野に関する学協会・団体の研究倫理基準等を遵守していること。

イ　学内で開催する大学院学生倫理セミナー及び法学研究科で開催する倫理セミナーを受講していること。

【博士論文審査基準】

博士論文は次の各号に掲げる事項に留意しつつ、公正かつ厳正な審査を行う。

⑴　独創性があり、新しい知見を示し、かつ、国際的に評価できる学術水準に到達していること。

⑵　問題意識が明確で、設定されたテーマが学界において新たな領域を切り拓くものであり、かつ、博士(法学)の学位に対して妥当なものであること。

⑶　設定した研究テーマについての内外における先行研究を十分に調査していること。

⑷　研究方法が画期的で具体的であり、かつ、明確に示されていること。

⑸　設定した問題について具体的に首尾一貫した論述を行い、自己の主張を明確な結論として示していること。

⑹　わかりやすい表現で、かつ、文法的にも正しい日本語又は外国語で論文を作

成し、外国語の文献を引用するときは、原文に忠実かつ的確な翻訳を行っていること。

⑺　外国語文献の読解や外国における調査が必要とされるときは、これに必要な外国語能力が高度なレベルに到達していること。

⑻　申請者が論文を提出するにあたり、研究倫理に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

ア　福岡大学研究倫理規程その他研究倫理・研究活動不正行為の通報等に係る学内規則のほか、当該研究分野に関する学協会・団体の研究倫理基準等を遵守していること。

イ　学内で開催する大学院学生倫理セミナー及び法学研究科で開催する倫理セミナーを受講していること。

ウ　論文の提出前に当該論文の類似度判定テストを受け、その判定結果について、主査予定教員から研究倫理上問題なしとの判定を受けていること。